

# 京都市地球温暖化対策計画〈2011－2020〉

## 改定計画素案の概要

### 計画改定の必要性 (1)

- 京都市では、環境先進都市として先導的な役割を果たすため、2004（平成16）年度に全国初となる地球温暖化対策に特化した「地球温暖化対策条例」を制定した。2010（平成22）年度には、条例を改正するとともに、そこで新たに掲げた温室効果ガス削減目標（当面の目標は2020年度に1990年度比25%削減）の着実な達成を目指し、地球温暖化対策計画を策定した。

これらに基づき、市民や事業者など全ての主体が一体となって、省エネ・創エネ等の努力をはじめとした地球温暖化対策に取り組んできた。その成果は着実に現れてきており、**エネルギー消費量は、2014年度には基準年（1990年度）に比べて20%減少、ピーク時（1997年度）に比べて26%減少しており、基準年以降最も少なくなった**（図1参照）。

温室効果ガス排出量は、そのほとんどをエネルギー消費によるものが占めるため、本来ならば、エネルギー消費量の減少に伴って、同様に大幅に減少する見込みであった。

- しかしながら、東日本大震災後、原子力発電が全て停止し、CO<sub>2</sub>排出量が多い火力発電に著しく依存した電源構成へ大きく変化した（図2参照）。このため、京都市域で使用する電気の発電段階におけるCO<sub>2</sub>排出量\*が大幅に増加し、結果として、2014年度の温室効果ガス排出量は、上記のように、市民・事業者等の努力によりエネルギー消費量が最も少なくなったにもかかわらず、基準年（783万トン）と同程度の782万トンにとどまっている（図3参照）。
- このように、**計画策定時とは前提条件が大きく変わった**。そのほか、世帯数の増加や観光客数・宿泊施設数の増加などの温室効果ガス排出量の増加要因もある。

※ 京都市域の温室効果ガス排出量の算定においては、京都市域で使用した電気の発電時に排出されたCO<sub>2</sub>は、その発電所がある場所からではなく、電気を消費した場所（京都市域）から排出されたものとみなされ、京都市域の排出量に算入される。

図1 京都市のエネルギー消費量

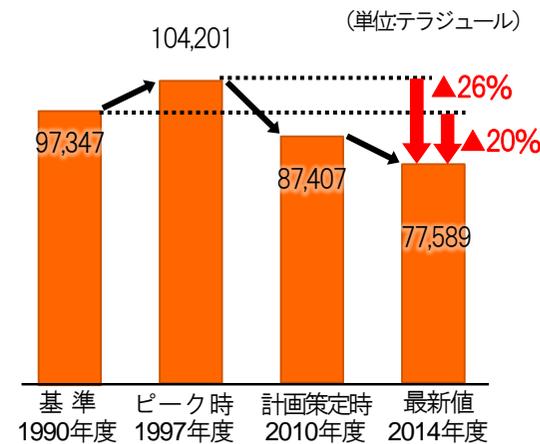


図2 京都市域への主要な電力供給事業者である関西電力株の電源構成の変化

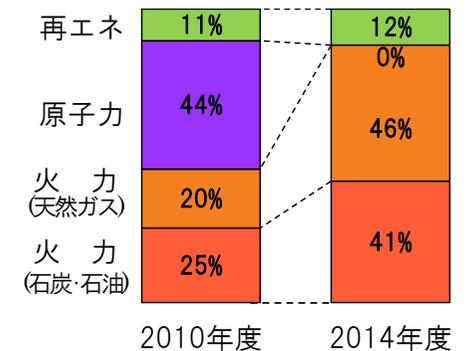
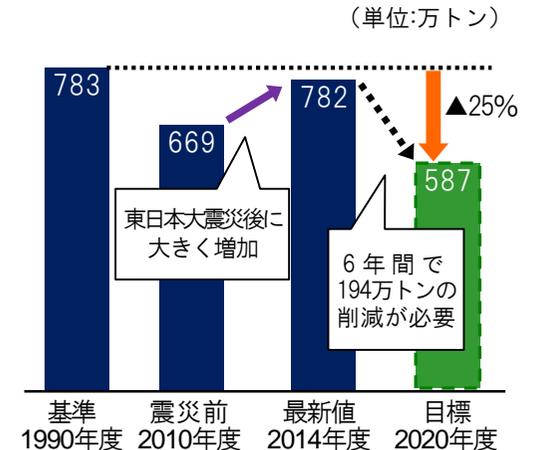
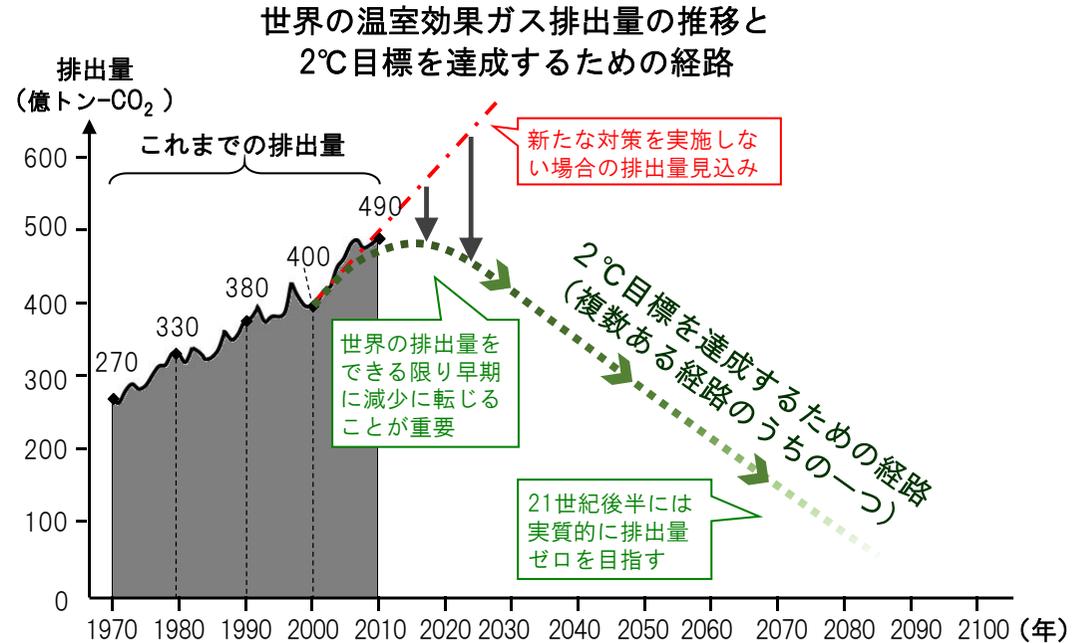


図3 京都市の温室効果ガス排出量

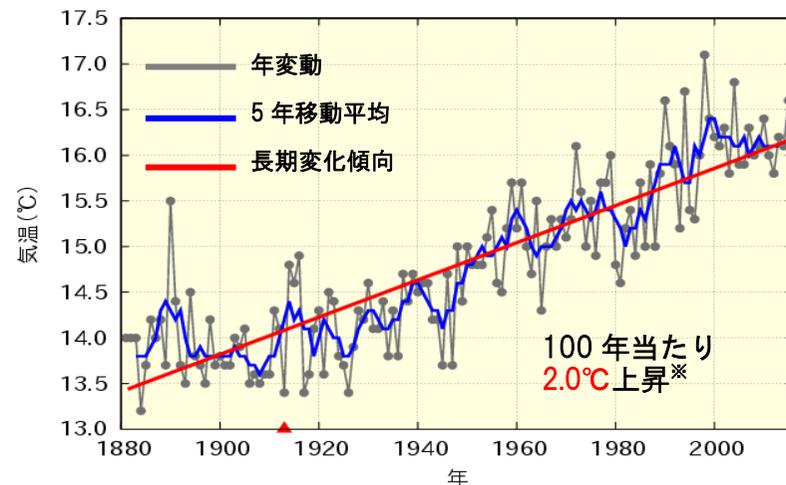


## 計画改定の必要性 (2)

- 世界の状況を見ると、人類史上初の地球温暖化対策に関する法的拘束力を持つ国際枠組みである「京都議定書」が、2015年12月に、全世界の人々が参加する「パリ協定」として大きく飛躍し、「世界の気温上昇を産業革命前に比べ2℃未満に抑える」という世界共通の長期的目標を掲げ、**今世紀後半における実質的な温室効果ガス排出量ゼロの達成に向けて、化石燃料から脱却した社会への転換を目指すこととなった。**
- このような状況を踏まえると、本市においても、上記の**削減目標を引き下げるのではなく、維持すべきと考える。**その目標の達成のためには、電力事業者が、再エネ導入や火力発電の高効率化などにより、発電時のCO<sub>2</sub>排出量を減らす必要があることはもちろんのこととして、**市民・事業者・行政等が一丸となって、これまで以上に地球温暖化対策に取り組む必要がある。**ただし、その取組は、市民・事業者の安心・安全や健全な経済活動などを損なうものであってはならない。
- 他方、世界各地で強い台風や集中豪雨、熱波、竜巻など地球温暖化によって起こると予測されている極端な気象現象による災害が毎年のように発生し、人命や農作物などに甚大な被害をもたらしている。**京都市でも大雨による大規模な浸水被害や、サクラの開花日の早期化やカエデの紅葉日の遅延など、気候変動による影響が現れてきている。**今後も世界全体の気温上昇及び気候変動が避けられないことから、今後も起こり得る多様な影響による被害の防止、軽減等のための対策、いわゆる「**適応策**」が必要となってきている。



京都市の年平均気温の変化（1881年から2015年の推移）



※ 気候変動の影響だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による影響もある。

## 計画改定の方向性

計画の中間見直しに当たり、上記のような趣旨を踏まえ、温室効果ガスの削減目標及び 2030 年度に実現を目指す「6 つの低炭素社会像」は維持したうえで、削減目標の達成に向けて、次のような考え方で計画を改定し、更なる取組の強化を図る。

### ■ エネルギー消費量が増加している家庭部門及び業務部門の対策を強化

家庭部門及び業務部門のエネルギー消費量が 1990 年度と比べると増加しているため、省エネ機器や省エネルギー建築物の普及、環境に配慮したライフスタイルへの転換などの対策を強化。

### ■ 削減目標の達成に向け、バックカスティングの考え方に基づく進行管理方法を強化

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、バックカスティングの考え方に基づき、的確かつ具体的な対応を実施するために、温室効果ガス排出量の増減を要因ごとに分解し、地球温暖化対策の効果や外部要因の影響などを定量的に「見える化」する分析を行うなど、進行管理を強化。

### ■ 2020 年度の削減目標達成はもとより、2030 年度や更にその先を見据えた取組を展開

2020 年度の削減目標の達成はもとより、我が国の削減目標よりも高い\*2030 年度までに 40%削減、その先の 80%以上削減した低炭素社会の実現に向け、現時点から検討し、取り組むべき施策を改定計画に掲げ、推進。

また、パリ協定に掲げられたように、今世紀後半には、温室効果ガスの排出量が実質的にゼロ（排出量と吸収量の差し引きでゼロ）となる低炭素社会の構築を目指す。

※ 京都市の温室効果ガス排出量の削減目標と我が国の目標の比較

京都市 2030 年度までに、1990 年度比 40%削減

(2013 年度比に換算すると 40.6%削減)

我が国 2030 年度までに、2013 年度比 26%削減

(1990 年度比に換算すると 18.0%削減)



京都市は国よりも  
高い目標を掲げ  
ている！

### ■ 地球温暖化に伴う気候変動の影響に対する”適応策”の方向性を具体化

これまでの「緩和策」だけでなく、気候変動の影響等に対して、自然や社会の在り方を調整する「適応策」を講じる必要があり、本市の適応策の方向性を具体化。

# 改定計画（素案）の全体構成（1）

## 1章 計画の骨子 【資料2】 P1～P5】

### (1) 基本方針

- ① 目指すべき社会像を掲げ、市民・事業者など全ての主体が一体となり、地球温暖化対策に取り組み、条例に掲げる温室効果ガス削減目標の着実な達成を目指す。
- ② 地球温暖化対策を総合的に推進することによって、市民生活の質の向上、魅力あるまちとして、都市格の向上につなげる。
- ③ 京都議定書誕生の都市として、京都の特性に合った先駆的な取組を創出し、世界に向けて発信し、世界の地球温暖化対策をリードする。
- ④ 持続可能なエネルギー社会を実現し、低炭素社会の構築を目指す。

### (2) 6つの低炭素社会像

### (3) 計画期間及び温室効果ガス排出量の削減目標等

計画期間 2011年度から2020年度までの10年間

温室効果ガス排出量の削減目標 2020年度までに1990年度比 25%削減（従前の条例上の目標を維持・継続）

## 2章 地球温暖化問題の現状と動向 【資料2】 P6～P17】

- (1) 地球温暖化の将来予測、影響、適応策の必要性
- (2) 地球温暖化対策に関する国際的動向 京都議定書からパリ協定へ
- (3) 地球温暖化対策に関する国内の動向

## 3章 これまでの京都市の地球温暖化対策 【資料2】 P18～P27】

### (1) 京都市の地球温暖化対策の経緯

### (2) これまでの地球温暖化対策の進捗状況

温室効果ガスの排出量 1990年度から1.7万トン減の781.6万トン（減少要因 エネルギー消費量の削減、増加要因 CO2 排出係数の悪化）

### (3) 現行計画に掲げる取組の進捗状況とその成果（例示）

- ① 家庭1世帯当たりの年間エネルギー消費量 38.8GJ（1996年度）→30.6GJ（2014年度） ▲21%
- ② 太陽光発電システム助成累計件数 500件（2005年度）→9,512件（2015年度） 19倍
- ③ 自動車分担率 28.3%（2000年度）→22.1%（2015年度） ▲6.2ポイント
- ④ ごみの市受入量 81.5万トン（2000年度）→44.0万トン（2015年度） ▲46%
- ⑤ エコライフチャレンジ推進事業の実施小学校 1校（2005年度）→全ての市立小学校
- ⑥ グリーンイノベーションの創出

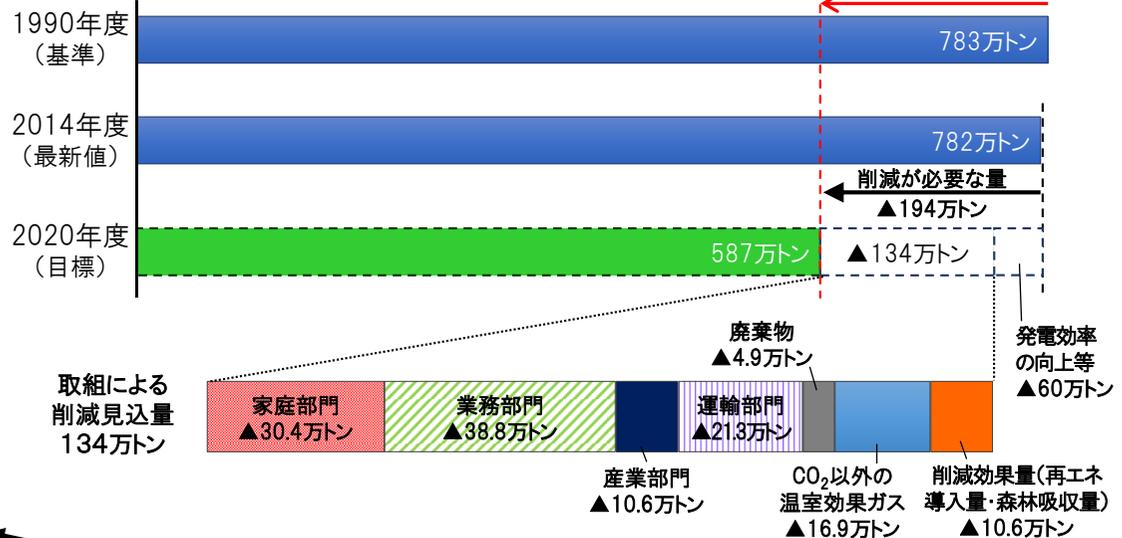
# 改定計画（素案）の全体構成（2）

## 4章 低炭素社会実現に向けた道筋

【資料2】 P28～P34

- (1) 2020年度の温室効果ガス削減見込量  
2020年度目標 排出量 587 万トン  
2014年度実績 排出量 782 万トン

目標達成には 194 万トンの削減が必要  
(うち、市民・事業者・本市の取組 (2)に  
掲げる方策) により 134 万トン 削減、残り  
60 万トンは発電効率の向上等による削減)



- (2) 温室効果ガス削減のための13の方策

### 家庭部門 ▲30.4万トン(▲15%)

- ① 省エネ性能の高い機器・設備の導入促進 ▲21.0万トン

家電製品や給湯器を更新する時は、省エネ性能の高い機器の導入を促進するとともに、エネルギーを効率的に利用できる家庭用燃料電池の普及を促進。

| 2020年度までに見込む効果   |                        |   |
|------------------|------------------------|---|
| 省エネ性能の高い家電製品への更新 | 冷蔵庫                    | 2015年度から40万台更新<br>(2010年度からの10年間で5台中4台を更新)    |
|                  | エアコン                   | 2015年度から83万台更新<br>(2010年度からの10年間で4台中3台を更新)    |
|                  | テレビ                    | 2015年度から132万台更新<br>(2010年度からの10年間でおおむね全台数を更新) |
|                  | LED照明                  | 全ての照明のうちの78%がLED照明を使用                         |
| 高効率給湯器の普及        | 39.5万台普及 (2世帯に1台普及)    |   |
| 家庭用燃料電池の普及       | 24,640台普及 (全世帯の約4%に普及) |   |

2020年度の温室効果ガス削減見込量、括弧内は2014年度の部門別排出量に対する削減率(以下、同じ)

- ② 住宅の省エネルギー化の促進 ▲0.8万トン

新築住宅については国が定める省エネルギー基準に適合した住宅の導入を促進し、既存住宅については、断熱性能向上などを図る省エネルギー改修を促進。

| 2020年度までに見込む効果   |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 市内建築物(住宅)の断熱性能向上 | 全ての住宅のうち、国が定める省エネ基準を達成した住宅が15%普及 |

- ③ 省エネ行動の促進 ▲8.6万トン

エアコンや照明などが最適な運転となることを促す家庭用のエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の導入を促進するとともに、省エネ診断の拡充を推進。

## 改定計画（素案）の全体構成（3）

### 業務部門 ▲38.8万トン(▲15%)

#### ④ 事業活動の低炭素化の促進 ▲33.1万トン

省エネ性能の高い設備・機器の導入や事務所ビル等へのエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入を促進するとともに、低炭素な燃料への転換を促進。

##### 2020年度までに見込む効果

|                 |         |                             |
|-----------------|---------|-----------------------------|
| 事業者の省エネ活動       | 特定事業者   | 年率1.5%の省エネ                  |
|                 | 特定事業者以外 | 年率1.3%の省エネ                  |
| 事業者による低炭素燃料への転換 |         | 11.9万トンのCO <sub>2</sub> を削減 |

#### ⑤ 建築物の省エネルギー化の促進 ▲5.7万トン

新築・増築する建築物は省エネルギー化を、既存建築物は断熱性能向上などを図る省エネルギー改修を促進。

##### 2020年度までに見込む効果

|                   |  |
|-------------------|--|
| 市内建築物(非住宅)の断熱性能向上 | 全ての建築物(非住宅)のうち、国が定める省エネ基準を達成した建築物(非住宅)が49%普及 |
|-------------------|--|

### 産業部門 ▲10.6万トン(▲10%)

#### ⑥ 事業活動の低炭素化の促進 ▲10.6万トン

省エネ性能の高い設備・機器の導入や工場等へのエネルギーマネジメントシステム（FEMS）の導入を促進するとともに、低炭素な燃料への転換を促進。

##### 2020年度までに見込む効果

|                 |         |                            |
|-----------------|---------|----------------------------|
| 事業者の省エネ活動       | 特定事業者   | 年率0.6%の省エネ                 |
|                 | 特定事業者以外 | 年率1.9%の省エネ                 |
| 事業者による低炭素燃料への転換 |         | 1.8万トンのCO <sub>2</sub> を削減 |

### 運輸部門 ▲21.3万トン(▲14%)

#### ⑦ 歩行・自転車・公共交通の利用促進 ▲3.9万トン

既存公共交通の利便性を向上するとともに、歩行者優先のまちづくり、歩行者と自転車が共存するまちづくりを推進することによって、交通手段の中で自動車を利用する割合（自動車分担率）を更に縮減。

##### 2020年度までに見込む効果

|                                  |                     |         |
|----------------------------------|---------------------|---------|
| 自動車分担率の低下<br>(交通手段の中で自動車を利用する割合) | 21.3%<br>(2014年度実績) | → 20%以下 |
|----------------------------------|---------------------|---------|

#### ⑧ エコカーへの転換、エコドライブの普及促進 ▲16.6万トン

自動車を利用する人はエコカーを選ぶとともに、燃料消費の少ない運転方法であるエコドライブを実践するように普及促進。

##### 2020年度までに見込む効果

|                |                        |                     |
|----------------|------------------------|---------------------|
| エコカーの普及        | 5.1万台<br>(2014年度実績)    | → 12万台<br>(4台に1台普及) |
| 自動車燃費の改善       | 22.4km/L<br>(2014年度実績) | → 29.5km/L          |
| エコドライバーズ宣言者の拡大 | 13.7万人<br>(2014年度実績)   | → 25.6万人            |

#### ⑨ 運輸事業者の低炭素化の促進 ▲0.8万トン

鉄道や運送会社等の事業者は自転車等の利用による低炭素化や、宅配便の再配達削減や混載など物流を効率化。

##### 2020年度までに見込む効果

|             |            |
|-------------|------------|
| 特定事業者の省エネ活動 | 年率1.9%の省エネ |
|-------------|------------|

## 改定計画（素案）の全体構成（４）

### 廃棄物 ▲4.9万トン(▲22%)

#### ⑩ ごみの発生抑制,分別・リサイクルの促進 ▲4.9万トン

ごみの発生抑制と再使用を促進するとともに、資源・エネルギーとして利用できるごみは分別・リサイクルを促進。

#### 2020年度までに見込む効果

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| ごみの市受入量の減少        | 46.1万トン(2014年度実績)<br>→ 39万トン   |
| レジ袋排出量            | 3,200トン(2013年度実績)<br>→ 1,800トン |
| プラスチック製容器包装の分別実施率 | 36%(2013年度実績)<br>→ 60%         |

#### (3) 低炭素社会実現に向けた戦略【資料2】 P32】

##### 「プロジェクト“0（ゼロ）”への道」

プロジェクトⅠ 2020年度の削減目標の達成に向けて着実に実施する施策

プロジェクトⅡ 施策の効果が多世代に、かつ、広範囲に波及していくことが見込まれる、中期的未来を見据えて現時点から取り組むべき施策

プロジェクトⅢ 長期的未来を見据えて化石燃料から脱却した社会への転換を目指し、現時点から検討を進めるべき施策

#### (4) 各主体の役割【資料2】 P33~P34】

各主体の役割を明記。

「市民」、「地域活動団体・環境保全活動団体」、「事業者」、「エネルギー供給事業者」、「大学・研究機関」、「観光旅行者・滞在者」、「京都市」の協働により低炭素社会の実現。

### CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの削減 ▲16.9万トン(▲29%)

#### ⑪ CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの削減 ▲16.9万トン

フロン類を使用している業務用冷蔵庫を適正管理するなど、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量を削減。

### 削減効果量 ▲10.6万トン

#### ⑫ 再生可能エネルギーの導入拡大 ▲10.4万トン

太陽エネルギー、バイオマスなどの再生可能エネルギーを最大限に活かす取組を推進。

#### 2020年度までに見込む効果

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 太陽光発電設備の普及  | 77千kW<br>(2014年度実績)     | → 224千kW  |
| うち住宅用太陽光発電設備の設置戸数   | 約8,500戸<br>(2014年度実績)   | → 約25,000戸<br>(戸建住宅13軒に1軒設置)  |
| その他再生可能エネルギーの導入<br>(太陽熱, 小水力, 小風力, 廃棄物発電,<br>バイオディーゼル燃料, 木質ペレット等) | 492テラジュール<br>(2014年度実績) | → 888テラジュール<br>(家庭での年間の電気消費量に換算した場合,<br>約37,000世帯分から約66,700世帯分まで拡大) |

#### ⑬ 森林の育成・整備 ▲0.2万トン

CO<sub>2</sub>を吸収し、地球温暖化を緩和する森林を育成・整備。

#### 2020年度までに見込む効果

|         |                   |           |
|---------|-------------------|-----------|
| 森林面積の増加 | 2.96万ha(2014年度実績) | → 3.01万ha |
|---------|-------------------|-----------|

## 改定計画（素案）の全体構成（5）

### 5章 温室効果ガスの排出を抑制する施策（緩和策） 【資料2】 P35～P64】

4章に記載した13の方策により目指す134万トンの排出量削減を実現するための施策を社会像ごとに示す。

#### (1) 6つの社会像ごとに示す施策（プロジェクトI, II）

##### 社会像1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち 【資料2】 P36～P40】

推進方針 ①既存公共交通の利便性向上 ②歩行者優先のまちづくり ③歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換  
④歩行者と自転車が共存するまちづくり ⑤エコカーへの転換

具体的取組 ■鉄道・バスの利便性向上 ■パークアンドライドの充実をはじめとした自動車流入抑制策の推進  
(18項目) ■地域等と連携して公共交通機関の利用を促し、ライフスタイルの転換を図るモビリティ・マネジメントの推進  
■安心・安全で便利な京都式レンタサイクルの確立 **新規** ■らくなん進都の地区内におけるレンタサイクル社会実験の実施 **新規**  
■自転車向け保険加入の義務化とルール・マナーの遵守に向けた京都サイクルパス制度（仮称）の創設 **新規**  
■だれもが自転車と触れ合え、安全な自転車の乗り方を身に付ける常設サイクルセンター（講習施設）の設置 **新規**  
■FCVの導入促進 **新規** など

##### 社会像2 森を再生し「木の文化」を大切にするまち 【資料2】 P41～P45】

推進方針 ①地域産木材の活用 ②森林の適切な保全 ③水と緑と風を活かしたまちづくり

具体的取組 ■特定建築物への義務付けによる地域産木材の利用の促進 ■建築用材や未利用間伐材など市内産木材の総合的な需要拡大  
(24項目) ■木質ペレットストーブ等の普及促進 ■森林整備の担い手の育成・確保 ■市民や事業者等との協働による三山の景観づくり  
■街路樹整備の推進による道路の森づくり・花の道づくり ■京の川の再生・保全 など

##### 社会像3 エネルギー創出・地域循環のまち 【資料2】 P46～P50】

推進方針 ①再生可能エネルギーの導入拡大 ②魅力ある低炭素なまちづくり

具体的取組 ■特定建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の義務付けによる再生可能エネルギーの活用促進 ■市民協働発電制度の推進  
(19項目) ■太陽光発電設備及び太陽熱利用設備等の導入に対する助成などの継続実施 ■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及促進 **新規**  
■マンションへの再生可能エネルギー導入促進策の検討 **新規** ■水素エネルギー・未利用エネルギー関連新技術等の開発促進 **新規**  
■将来の京都の魅力あるまちづくりに向けた検討 **新規** ■バイオマス活用の推進 など

## 改定計画（素案）の全体構成（6）

### 社会像4 環境にやさしいライフスタイル 【資料2】 P51～P56】

推進方針 ①エコ生活の普及促進 ②地域コミュニティにおけるエコ活動の促進 ③環境に配慮した住宅の普及促進

具体的取組 ■「DO YOU KYOTO?」の推進を通じた環境にやさしいライフスタイルへの転換 ■宅配便の一回受取の促進による再配達削減 **新規**  
(28項目) ■食育活動を通じた環境に配慮した食生活の普及 **新規** ■ライフステージに応じた系統的・統合的な環境教育基本指針の策定・推進 **新規**  
■京都らしい暮らしや環境にやさしいライフスタイルなどを通じた健康的な生活習慣への変容 **新規**  
■京エコロジーセンターの環境活動拠点としての機能向上 ■環境にやさしい取組を主体的に推進するエコ学区活動の充実  
■京都ならではの新築住宅の省エネ化の推進 **新規** ■マンションへの省エネ改修の働き掛け **新規**  
■住宅の省エネ性能の向上による多面的効果の普及啓発 **新規** ■各家庭のエネルギー消費実態の「見える化」 **新規**  
■建築・不動産関係団体との連携によるエネルギー性能に係るノウハウの向上策の検討 **新規** など

### 社会像5 環境にやさしい経済活動 【資料2】 P57～P60】

推進方針 ①環境産業の振興・育成 ②企業等における低炭素化の促進 ③環境価値の創出・循環

具体的取組 ■オール京都体制でのグリーンイノベーションの創出・振興  
(15項目) ■国等の競争的資金を活用した新たな革新的プロジェクトの推進 ■低炭素型経済活動を推進する専門家の育成と助言・診断  
■ビルや工場等でのエネルギーマネジメントシステムを活用した事業者による省エネ対策の促進  
■大学における省エネ・創エネの推進 ■「DO YOU KYOTO?クレジット」制度の推進 など

### 社会像6 ごみの減量 【資料2】 P61～P63】

推進方針 ①ごみになるものを減らす ②ごみは資源・エネルギー、分別・リサイクルの促進 ③ごみは安全に処理して最大限活用

具体的取組 ■市民、事業者、京都市の協働による2Rの取組の推進 ■ピーク時からの食品ロス半減に向けた取組の推進 **新規**  
(9項目) ■レジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の強化 ■市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化  
■家庭ごみ・事業ごみの徹底した分別によるリサイクルの推進  
■市民に親しまれ、高い創エネ機能を備えた南部クリーンセンター第二工場(仮称)への建替えと環境学習施設の併設 など

## 改定計画（素案）の全体構成（7）

### 5章 温室効果ガスの排出を抑制する施策（緩和策）

- (2) 長期的未来を見据えた施策（プロジェクトⅢ） 【資料2】 P64】  
長期的未来を見据えて化石燃料から脱却した社会への転換を目指す施策を探求。

### 6章 気候変動の影響への適応策 【資料2】 P65～P71】

- (1) 基本的な考え方 市民の生命・健康や財産を守り，経済，自然環境等への被害を最小化又は回避し，迅速に回復できる，安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す。
- (2) 具体的な対策を進める分野 自然災害，健康・都市生活，水環境・水資源
- (3) 今後，気候変動の影響が懸念される分野 農業・林業，自然生態系，伝統文化・観光・地場産業

### 7章 計画の進行管理 【資料2】 P72～P74】

#### (1) 温室効果ガスの排出を抑制する施策（緩和策）の推進体制

- 全庁横断的な連携及び財源面の充実。
- 有識者会議における，専門的見地からの地球温暖化対策の点検・評価。
- 市民，事業者，行政の参画組織である「京のアジェンダ 21 フォーラム」などを積極的に活用し，パートナーシップに基づく取組を推進。
- 国，京都府及び他都市との連携。
- イクレイや世界歴史都市連盟などにおける交流，情報交換，とりわけ，パリ市との連携を深めるなど，国際連携を推進。

#### (2) 緩和策の進行管理

温室効果ガス排出量の削減目標を着実に達成できるよう，バックカスティングの考え方に基づき，施策を強化するなどの確かつ具体的な対応を実施する。そのために，取組の進捗状況，取組の効果の評価だけでなく，温室効果ガス排出量の増減要因を分析し，地球温暖化対策の成果や外部要因の影響を定量的に「見える化」する，他都市に類を見ない分析を行う。

#### (3) 気候変動の影響への適応策の推進体制・進行管理

- 気候変動やその影響に関する科学的知見を本市が情報収集するとともに，情報共有と理解のもと，全庁横断的な連携体制を構築。
- 気候変動のリスクを考慮し，中長期的な視点で柔軟に施策を実施。

#### (4) 年次報告書の作成・公表